

徳島県告示第六百九号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和元年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 メチルニ・「一・（五・フルオロペンチル）・一H・インドール・三・カルボキサミド」・三・フェニルプロパノアート（通称 MPH P・二二〇一又はMPHP・二二〇一）及びその塩類
- 2 化学名 二・（ブチルアミノ）・一・（四・クロロフェニル）プロパン・一・オン（通称 四・Chloro・N・butylcathinone）及びその塩類
- 3 化学名 三・「一・（エチルアミノ）シクロヘキシル」フェノール（通称 三・H O・PCE）及びその塩類

二 効力が失われた理由

- 一 の1から3までに掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため

三 効力が失われた日

令和元年十二月二十七日